

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成29年  
3月3日  
(金曜日)

## 目次

○告示

身体障害者福祉法に規定する医師の指定(障害者支援課)……………一

特定計量器の定期検査の実施(計量検定所)……………四

保安林予定森林(萩市)(森林整備課)……………六

建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査(監理課)……………六

道路の区域の変更(道路整備課)……………四

道路の供用の開始(道路整備課)……………四

山口都市計画道路事業の事業計画の変更認可(都市計画課)……………五

山口都市計画通路事業の事業計画の変更認可(都市計画課)……………五

山口都市計画交通広場事業の事業計画の変更認可(都市計画課)……………五

柳井都市計画道路事業の事業計画の変更認可(都市計画課)……………五

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(砂防課)……………六

○公告

大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課)……………一六

大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課)……………一七

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課)……………一七

平成二十九年前期実施技能検定試験の実施(労働政策課)……………一八

平成二十九年年度随時実施三級、基礎一級及び基礎二級技能検定試験の実施(労働政策課)……………二一

長門都市計画ごみ焼却場の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………二三

長門都市計画ごみ処理場の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………二三



### 山口県告示第五十八号

次の者を身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師として指定した。

平成二十九年三月三日

山口県知事 村岡 嗣政

| 医師氏名  | 名                 | 医療機関          | 所在地           | 診療科目  | 指定期月日     |
|-------|-------------------|---------------|---------------|-------|-----------|
| 中邑 光夫 | 社会医療法人尾中病院        | 宇部市常盤町二丁目四番五号 | 宇部市常盤町二丁目四番五号 | 外科    | 平成二七、七、一三 |
| 西村 洋一 | 医療生活協同組合健康会宇部協立病院 | 五十目山町一六番二三号   | 五十目山町一六番二三号   | 内科    | 平成二八、四、一  |
| 岩永 隆太 | 宇部興産中央病院          | 大字西岐波七五〇      | 大字西岐波七五〇      | 整形外科  | 平成二六、七、一七 |
| 出口 誠  | 〃                 | 〃             | 〃             | 脳神経外科 | 平成二八、一、二一 |
| 久野 興子 | 〃                 | 〃             | 〃             | 消化器内科 | 平成二九、〃、一三 |
| 藤井奈津美 | 〃                 | 〃             | 〃             | 脳神経外科 | 〃         |
| 梅原溪太郎 | 山口大学医学部附属病院       | 南小串二丁目一番一号    | 南小串二丁目一番一号    | 整形外科  | 平成二六、四、四  |
| 竹本 洋介 | 〃                 | 〃             | 〃             | 耳鼻咽喉科 | 〃         |
| 岡田 清吾 | 〃                 | 〃             | 〃             | 小児科   | 〃         |
| 藤本 和弘 | 〃                 | 〃             | 〃             | 整形外科  | 〃         |
| 橋本 智子 | 〃                 | 〃             | 〃             | 耳鼻咽喉科 | 〃         |
| 橋本 真一 | 〃                 | 〃             | 〃             | 第一内科  | 平成二七、一、一九 |
| 佐野 宏徳 | 〃                 | 〃             | 〃             | 神経内科  | 〃         |
| 前田 敏彦 | 〃                 | 〃             | 〃             | 〃     | 〃         |







|                 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-----------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 〃               | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 午後一時三〇分から午後二時まで | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 大島郡周防大島町大字油宇八   | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃               | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃               | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃               | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃               | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃               | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃               | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃               | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

一 区域 岩国市  
二 検査の期日、場所等

| 期日       | 時間                           | 場所            |
|----------|------------------------------|---------------|
| 平成二九、六、七 | 午前一一時から正午まで                  | 岩国市愛宕供用会館     |
| 〃        | 午後一時三〇分から午後三時まで              | 岩国市灘供用会館      |
| 〃        | 午前一一時三〇分から午前一一時三〇分まで         | 岩国市中央公民館御庄分館  |
| 〃        | 午後一時から午後一時三〇分まで              | 岩国市中央公民館北河内分館 |
| 〃        | 午後二時から午後三時まで                 | 岩国市中央公民館南河内分館 |
| 〃        | 午前一一時三〇分から午前一一時三〇分まで         | 岩国市中央公民館通津分館  |
| 〃        | 午後一時から午後三時まで                 | 岩国市平田供用会館     |
| 〃        | 午前一一時三〇分から午前一一時三〇分まで         | 岩国市中央公民館藤河分館  |
| 〃        | 午後一時から午後二時まで                 | 岩国市装港供用会館     |
| 〃        | 午後四時三〇分から午後五時まで              | 岩国市柱島供用会館     |
| 〃        | 午前一一時から午前一一時三〇分まで            | 岩国市中央公民館小瀬分館  |
| 〃        | 午後一時から午後三時まで                 | 岩国市働く婦人の家     |
| 〃        | 午前一一時三〇分から正午まで及び午後一時から午後三時まで | 岩国市中央公民館      |
| 〃        | 午前一一時三〇分から午前一一時三〇分まで         | 岩国市相生出張所      |
| 〃        | 午後一時から午後四時三〇分まで              | 岩国市川下供用会館     |
| 〃        | 午前九時から正午まで及び午後一時から午後三時まで     | 岩国市地方卸売市場     |
| 〃        | 午前一一時から正午まで                  | 岩国市美和保健センター   |
| 〃        | 午後一時から午後二時まで                 | 美和西部ふれあいセンター  |
| 〃        | 午後三時から午後四時三〇分まで              | 岩国市本郷支所       |
| 〃        | 午前九時から午前一一時三〇分まで             | 岩国市高根出張所      |
| 〃        | 午前一一時から午前一一時三〇分まで            | 岩国市深須出張所      |

平成二十九年五月二十二日から同年七月三十一日までは、山口県計量検定所において実施する。  
三 所在場所における定期検査の期間  
平成二十九年七月三日から同月三十一日まで  
四 指定定期検査機関の名称

一般社団法人山口県計量協会

|   |   |                                      |             |
|---|---|--------------------------------------|-------------|
| 〃 | 〃 | 午後一時から午後三時まで                         | 錦農村環境改善センター |
| 〃 | 〃 | 午後一時三〇分から午前<br>一時三〇分まで               | 岩国市美川支所     |
| 〃 | 〃 | 午後一時から午後二時まで                         | 岩国市南桑出張所    |
| 〃 | 〃 | 午後二時三〇分から午後三<br>時まで                  | 美川林業センター    |
| 〃 | 〃 | 午前一〇時三〇分から正午<br>まで及び午後一時から午後<br>三時まで | 岩国市玖珂総合支所   |
| 〃 | 〃 | 午前一〇時三〇分から午前<br>一時三〇分まで              | 岩国市米川出張所    |
| 〃 | 〃 | 午後一時から午後三時まで                         | 岩国市周東保健センター |
| 〃 | 〃 | 午前一〇時三〇分から正午<br>まで及び午後一時から午後<br>三時まで | 岩国市由宇公民館    |
| 〃 | 〃 | 〃                                    | 岩国市役所       |

平成二十九年六月二十九日から同年八月三十一日までは、山口県計量検定所において実施する。

三 所在場所における定期検査の期間

平成二十九年八月一日から同月三十一日まで

四 指定定期検査機関の名称

一般社団法人山口県計量協会

山口県告示第六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十九年三月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林予定森林の所在場所

萩市大字鈴野川字ごま田一六一四の一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第六十一号

地方自治法施行令（昭和二十二政令第十六号）第六十七條の五第一項及び第六十七條の十一第二項の規定により、平成二十九年において県が発注する建設工事等（次の一に掲げるものをいう。以下同じ。）の契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるものに限る。以下「特定調達契約」という。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び当該競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十九年三月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 建設工事等

(一) 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）

(二) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第九条第三号に規定する建設コンサルタントの行う業務（以下「建設コンサルタント業務」という。）のうち建築に関する工事に係るもの（以下「建築関係建設コンサルタント業務」という。）

二 競争入札参加資格

(一) 競争入札に参加することができる者は、次に掲げる者とする。

1 建設工事にあつては、法第二条第三項に規定する建設業者（以下「建設業者」という。）で、平成二十七年八月一日の直後の事業年度終了の日以降に、法第二十七條の二十三第一項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受け、資格審査申請時まで国土交通大臣又は都道府県知事が通知した

法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のものの数値が、次に掲げる建設工事の種類に応じ、それぞれ当該種類ごとに定める数値以上であるもの

- (1) 土木一式工事 九百
- (2) 建築一式工事 八百
- (3) 鋼構造物工事 七百五十

2 建築関係建設コンサルタント業務にあつては、建築関係建設コンサルタント業務を営む者（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第一号に規定する建築物に係る建設コンサルタント業務を営む者にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二十三条第一項の登録を受けた者に限る。以下「建築関係建設コンサルタント」という。）で、次に掲げる事項を審査して行う資格審査において、最上位等級に格付される資格を有するもの

- (1) 経営規模
  - ア 資格審査の申請をする日（以下「申請日」という。）の属する事業年度の直前の事業年度の終了の日（以下「審査基準日」という。）以前二年の公共測量等の種類別年間平均実績高
  - イ 審査基準日の属する事業年度の決算（以下「基準決算」という。）における自己資本の額
  - ウ 申請日における公共測量等に従事する職員の数
- (2) 経営状況
  - ア 基準決算における流動比率
  - イ 基準決算における自己資本固定比率
  - ウ 審査基準日以前一年における総資本純利益率
- (3) 職員の資格取得状況
- (4) 品質管理及び品質保証のためのシステムに関する国際標準化機構の認証取得の有無
- (5) 環境マネジメントシステムに関する国際標準化機構の認証取得の有無
- (6) 環境マネジメントシステムに関する一般財団法人持続性推進機構の認証及び登録の有無
- (7) 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号）第十二条第一項に規定する一般事業主行動計画（以下「一般事業主行動計画」という。）の策定及び届出の有無
- (8) やまぐち男女共同参画推進事業者の認証の有無
- (9) 会社の合併の有無

(10) その他の事項

申請日までの営業年数

(二) 競争入札参加資格の有効期間は、当該競争入札参加資格が認定された日の翌日から平成三十年三月三十一日までとする。ただし、七(二)の申請の継続をした者については、当該申請の結果が通知されるまでの間は、引き続きその効力を有するものとする。

三 資格審査の申請の時期及び方法

- (一) 申請の時期は、随時とする。
- (二) 資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書（別記第一号様式。以下「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。
- (三) 申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
  - 1 県外に主たる営業所を有する建設業者（以下「県外建設業者」という。）にあつては許可証明書又は許可通知書の写し、建築関係建設コンサルタント（建築士法第二十三条第一項の登録を受けた者に限る。）にあつては登録証明書又は登録通知書の写し
  - 2 県外建設業者及び建築関係建設コンサルタントにあつては、営業所一覧表（別記第二号様式）
  - 3 建築関係建設コンサルタントにあつては、公共測量等経歴書（別記第三号様式）
  - 4 建築関係建設コンサルタントにあつては、技術者経歴書（別記第四号様式）
  - 5 納税証明書（外国法人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類）
  - 6 個人にあつては、成年被後見人等に該当しない旨の誓約書（別記第五号様式）
  - 7 建設業者にあつては、資格審査申請時までに申請した直近の経営事項審査に係る総合評定値通知書の写し
  - 8 建築関係建設コンサルタントにあつては、審査基準日以前二年の各事業年度の財務諸表
  - 9 建築関係建設コンサルタントで二(一)の(4)又は(5)に定める国際標準化機構の認証を取得したものにあっては、当該認証に係る登録証の写し
  - 10 建築関係建設コンサルタントで二(一)の(6)に定める環境マネジメントシステムに関する一般財団法人持続性推進機構の認証及び登録を受けたものにあつては、当該認証及び登録を証する書面の写し
  - 11 建築関係建設コンサルタントで二(一)の(7)に定める一般事業主行動計画の策定及び届出を行ったものにあつては、都道府県労働局長に提出した当該届出の

写し  
12 建築関係建設コンサルタントで二の(一)の2の(8)に定めるやまぐち男女共同参画推進事業者の認証を受けた者にあつては、やまぐち男女共同参画推進事業者認証書の写し

13 暴力団排除に関する誓約書(別記第十三号様式)

14 その他知事が特に必要があると認める書類

(四) 申請書等の作成に用いる言語等

1 申請書は日本語で作成をし、その他の書類で外国語で記載されたものは訳文の付記又は添付をしなければならない。

2 添付書類に記載する金額については、出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件(平成二十八年財務省告示第三百六十七号)に示す外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載しなければならない。

四 共同企業体の特例

建設業者が、知事が別に定めるところにより、共同企業体を結成して競争入札に参加することを希望する場合には、共同企業体競争入札参加資格審査申請書(別記第七号様式)に知事が別に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

五 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、申請者に通知する。

六 審査事項等の変更の届出

競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について変更が生じたときは、競争入札参加資格審査事項等変更届(別記第十号様式)に三の(三)に掲げる書類(変更に係るものに限る。)を添えて、知事に提出しなければならない。

(一) 許可番号若しくは許可年月日又は登録番号若しくは登録年月日

(二) 商号又は名称

(三) 代表者の氏名

(四) 営業所の名称、所在地又は電話番号

(五) 県内の営業所の新設又は廃止

(六) 代理人

七 その他

(一) 特定調達契約により平成二十九年度において調達する特定役務のうち建設工事の種類は法第三条第二項に規定する土木一式工事、建築一式工事及び鋼構造物工事とし、建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの種類は建築関係建設コンサルタント業務とする。

(一) 有効期間満了後の期間に係る競争入札参加資格の審査を希望する者は、平成二十九年途中で平成三十年度に係る競争入札参加資格についての審査の公示をすることを予定しているので当該公示に基づき申請の手続をとること。

(二) この資格審査についての問合せは、山口県土木建築部監理課(電話〇八三一九三三―三六二九)にすること。



別記

第1号様式 (その1)  
(建設業者の場合)

|      |  |
|------|--|
| 受付番号 |  |
|------|--|

競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

㊦

|             |                    |          |
|-------------|--------------------|----------|
| 許可を受けている建設業 | 国土交通大臣 知事 許可 (一) 第 | 工事業 許可 号 |
| 入札参加を希望する業種 | 年 月 日              | 工事業      |

貴県所管に係る建設工事の競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。  
なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと並びに県から確認書類の提示等の要請があった場合においては、いつでも応じることを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第1号様式 (その2)

(測量業者、土木関係建設コンサルタント、建築関係建設コンサルタント、地質調査業者及び補償関係コンサルタントの場合)

|      |  |
|------|--|
| 受付番号 |  |
|------|--|

競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

㊦

| 登録を受けている事業 | 登録年月日 | 登録年月日 | 登録年月日   | 登録年月日 |       |
|------------|-------|-------|---------|-------|-------|
| 測量業者       | 第 号   | 年 月 日 | 不動産鑑定業者 | 第 号   | 年 月 日 |
| 建設コンサルタント  | 第 号   | 年 月 日 | 建築士事務所  | 第 号   | 年 月 日 |
| 地質調査業者     | 第 号   | 年 月 日 | 土地家屋調査士 | 第 号   | 年 月 日 |
| 補償コンサルタント  | 第 号   | 年 月 日 |         |       |       |

公共測量業務の競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。  
貴県所管に係る土木関係建設コンサルタント業務の競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと並びに県から確認書類の提示等の要請があった場合においては、いつでも応じることを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第2号様式

営業所一覧表

| 営業所       |     |      |  |
|-----------|-----|------|--|
| 名称        | 所在地 | 電話番号 |  |
| (主たる営業所)  |     |      |  |
| (その他の営業所) |     |      |  |
| 計         | 箇所  |      |  |

記入要領

- 1 「名称」欄は、本店又は支店若しくは常時建設工事等の請負契約等を締結する事務所の名称を記入すること。
  - 2 「許可を受けている建設業又は登録を受けている建設業又は登録を受けている建設業のうち当該営業所において営業する建設業の種類ごとに建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第1号の記載要領の6の表中の（ ）で示された略号で記入すること。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第3号様式

公共測量等経歴書

(公共測量等の種類)

| 注文者 | 元請又は下請の区別 | 公共測量等の名称 | 公共測量等を行う場所のある都道府県名 | 委託料の額<br>(消費税込み) | 着手年月       |     |
|-----|-----------|----------|--------------------|------------------|------------|-----|
|     |           |          |                    |                  | 完成(完成予定)年月 | 年月  |
|     |           |          |                    | 千円               | 年 月        | 年 月 |
|     |           |          |                    |                  | 年 月        | 年 月 |
|     |           |          |                    |                  | 年 月        | 年 月 |
|     |           |          |                    |                  | 年 月        | 年 月 |
|     |           |          |                    |                  | 年 月        | 年 月 |
|     |           |          |                    |                  | 年 月        | 年 月 |
|     |           |          |                    |                  | 年 月        | 年 月 |
|     |           |          |                    |                  | 年 月        | 年 月 |
|     |           |          |                    |                  | 年 月        | 年 月 |

記入要領

- 1 この表は、公共測量等の種類ごとに作成すること。
  - 2 この表は、直前2年間の主な完了した公共測量等及び直前2年間に着手した主な未了の公共測量等について記入すること。
  - 3 下請に係る公共測量等については、「注文者」欄は直接注文した者の商号又は名称を記入し、「公共測量等の名称」欄は下請に係る公共測量等の名称を記入すること。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第4号様式

技 術 者 経 歴 書

(公共測量等の種類)

| 氏 名 | 生 年 月 日 | 最終学校 |           | 法令による免許等 |           | 実 務 経 歴 | 経 験<br>年 月 数 |
|-----|---------|------|-----------|----------|-----------|---------|--------------|
|     |         | 学校名  | 専 攻 学 科 名 | 名 称      | 取 得 年 月 日 |         |              |
|     | 年 月 日   |      |           |          | 年 月 日     |         | 年 月          |
|     | 年 月 日   |      |           |          | 年 月 日     |         | 年 月          |
|     | 年 月 日   |      |           |          | 年 月 日     |         | 年 月          |
|     | 年 月 日   |      |           |          | 年 月 日     |         | 年 月          |
|     | 年 月 日   |      |           |          | 年 月 日     |         | 年 月          |
|     | 年 月 日   |      |           |          | 年 月 日     |         | 年 月          |
|     | 年 月 日   |      |           |          | 年 月 日     |         | 年 月          |

記入要領

- 1 技術者は、公共測量等の種類ごとに区分し、各区分ごとに別業とすること。
  - 2 「最終学校」欄は、公共測量等に関するもののみについて記入すること（例…〇〇大学土木工学科）。
  - 3 「法令による免許等」欄は、公共測量等に関し法令又は命令による免許又は技術者若しくは技能の認定を受けた旨を記入すること（例…〇〇建築士等）。
  - 4 「実務経歴」欄は、最近のものから順次記入し、純粋に公共測量等に従事した職種及び地位を記入すること。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第5号様式

成年被後见人等に該当しない旨の誓約書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住所  
氏名

㊟

私は、成年被後见人、被保佐人又は破産者で復権を得ないものいずれにも該当しないことを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第7号様式 (その1)

(経常建設工事共同企業体の場合)

共同企業体競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 (共同企業体の代表者)

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

㊦

下記の共同企業体について、貴県所管に係る建設工事の競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと及び県から確認書類の提示等の要請があった場合においては、いつでも応じることを誓約します。

記

| 共同企業体の名称                                | 許可を受けている建設業 | 許可番号 | 許可年月日 |
|---|-------------|------|-------|
| 構<br>成<br>員<br>希 望 す る 工 事 種 別<br>(代表者) |             |      |       |
|   |             |      |       |
|   |             |      |       |
|   |             |      |       |
|   |             |      |       |
| 希 望 す る 工 事 場 所                         |             |      |       |

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第7号様式 (その2)

(特定建設工事共同企業体の場合)

共同企業体競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 (共同企業体の代表者)

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

㊦

下記の共同企業体について、貴県所管に係る 工事の競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと及び県から確認書類の提示等の要請があった場合においては、いつでも応じることを誓約します。

記

| 共同企業体の名称                                | 許可を受けている建設業 | 許可番号 | 許可年月日 |
|---|-------------|------|-------|
| 構<br>成<br>員<br>希 望 す る 工 事 種 別<br>(代表者) |             |      |       |
|   |             |      |       |
|   |             |      |       |
|   |             |      |       |
|   |             |      |       |
| 希 望 す る 工 事 場 所                         |             |      |       |

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第7号様式 (その3)

(建設コンサルタント共同企業体の場合)

共同企業体競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 (共同企業体の代表者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊦

下記の共同企業体について、貴県所管に係る 業務の競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと及び県から確認書類の提示等の要請があった場合においては、いつでも応じることを誓約します。

記

| 共同企業体の名称    | 登録を受けている事業             | 登録番号 | 登録年月日 |
|-------------|------------------------|------|-------|
| 構<br>成<br>員 | 商号又は名称及び代表者氏名<br>(代表者) |      |       |
|             |                        |      |       |
|             |                        |      |       |
|             |                        |      |       |

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第10号様式

競争入札参加資格審査事項等変更届

年 月 日

山口県知事 様

届出者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊦

下記のとおり競争入札参加資格に係る審査事項等に変更が生じたので、関係書類を添えて届け出ます。

記

| 業 者 種 別   | 1 建設業者   | 2 測量業者等 |
|-----------|--|---------|
| 変 更 事 項   | 1 許可番号若しくは許可年月日又は登録番号若しくは登録年月日<br>2 商号又は名称<br>3 代表者の氏名<br>4 営業所の名称、所在地又は電話番号<br>5 山口県内の営業所の新設又は廃止<br>6 代理人 |         |
| 変 更 の 内 容 | 変 更 前  |         |
|           | 変 更 後  |         |
| 変 更 年 月 日 | 年 月 日  |         |

記入要領

「業者種別」欄及び「変更事項」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第13号様式

暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住所  
商号又は名称  
代表者氏名

㊦

山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領別表1措置基準第16号から第22号までに該当しないことを誓約します。

また、入札参加資格取得後においては、同基準第16号から第22号までに該当する行為を行わないことを併せて誓約します。

山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領別表1措置基準抜粋

(暴力団排除)

- 16 役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する団体(以下「暴力団」という。)又は暴力団対策法第2条第6号に規定する者(以下「暴力団員」という。)又は暴力団の構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者及び暴力団に資金や武器を配給するなどとして、その組織の維持、運営に協力し若しくは関与する者(以下「暴力団準構成員」という。)であるとき。
- 17 役員等が業務に関し、不正に暴力団又は暴力団員及び暴力団準構成員(以下「暴力団関係者」という。)を使用したと認められるとき。
- 18 役員等若しくは使用人が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して金銭、物品その他財産上利益を不当に与えたと認められるとき。
- 19 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 20 役員等が、暴力団又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしてしていると認められるとき。
- 21 県工事を施工するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、下請契約を締結したとき。
- 22 県工事を施工するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、資材・原材料等の購入、機材等の借入れ、又は産業廃棄物処理施設の使用をしたとき。

注 申請時においては、第16号から第20号までの規定中「役員等」とあるのは「申請者、申請者の役員及びその支店又は営業所(常時、建設工事等の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者」と、第16号中「有資格業者の経営に事実上参加している者」とあるのは「申請者の経営に事実上参加している者」と、第17号中「使用した」とあるのは「使用している」と、第18号中「使用人」とあるのは「申請者の使用人」と、「与えた」とあるのは「与えている」と、第21号中「締結した」とあるのは「締結している」と、第22号中「した」とあるのは「している」と読み替えるものとする。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

山口県告示第六十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十九年三月三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 一般国道

路線名 四三七号

道路の区域

| 区 間                   | 旧新別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延<br>(メートル)長 | 備 考           |
|-----------------------|-----|-----------------|--------------|---------------|
| 大島郡周防大島町大字伊保田字大谷一八二の一 | 旧   | 最狭 二九・〇〇        | 一、八〇〇・〇      |               |
| 同郡同町大字和田字原三五八の一       | 新   | 最狭 八二・〇五        | 一、七五八・〇      | 道路改良工事の完了による。 |
| 大島郡周防大島町大字久賀字江尻浜九九四の一 | 旧   | 最狭 一三・〇八        | 三九二・〇        |               |
| 同郡同町 同大字字堅小路西四四三八の一   | 新   | 最狭 二五・三〇        | 三九二・〇        | 道路改良工事の完了による。 |

山口県告示第六十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年三月三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

| 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の期日 |
|-----|---------------|---------|
|     |               |         |

|                    |   |                |
|--------------------|---|----------------|
| 一 般 国 道<br>四 三 七 号 | 大島郡周防大島町大字伊保田字大谷一八二一の二地先から<br>同郡 同町大字和田字原三五八の一 地先まで     | 平成二十九年三月<br>四日 |
|                    | 大島郡周防大島町大字久賀字江尻浜九九四の一三 地先から<br>同郡 同町 同大字字堅小路西四三八の一 地先まで |                |

山口県告示第六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、山口都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十九年三月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 施行者の名称  
山口市

二 都市計画事業の種類及び名称

山口都市計画道路事業三・三・二十七新山口駅前田線

山口都市計画道路事業三・五・三十三中領新山口駅線

山口都市計画道路事業八・七・一南北駅広線

三 事業施行期間

平成二十三年一月十八日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地

山口市小郡御幸町及び小郡下郷

山口県告示第六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、山口都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十九年三月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 施行者の名称  
山口市

二 都市計画事業の種類及び名称

山口都市計画道路事業一新山口駅南北自由通路

三 事業施行期間

平成二十三年一月十八日から平成三十二年三月三十一日まで  
事業地  
山口市小郡下郷

山口県告示第六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、山口都市計画交通広場事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十九年三月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 施行者の名称  
山口市

二 都市計画事業の種類及び名称

山口都市計画交通広場事業一新山口駅前表口交通広場

三 事業施行期間

平成二十五年十二月二十日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

山口市小郡下郷

山口県告示第六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、柳井都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十九年三月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 施行者の名称  
柳井市

二 都市計画事業の種類及び名称

柳井都市計画道路事業三・四・六古開作線

柳井都市計画道路事業三・五・六向地線

三 事業施行期間

平成二十四年十二月七日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地  
柳井市南町七丁目及び古開作

山口県告示第六十八号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示(平成十六年山口県告示第三百十二号)の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三日

山口県知事 村岡 嗣政

砂山町二丁目(1)の③地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一  
号と十六号を結んだ線に囲まれた区域

| 市名  | 町名  | 地名  | 番              | 標柱番号 |
|-----|-----|-----|----------------|------|
| 岩国市 | 砂山町 | 二丁目 | 一一四一の一         | 一号   |
| 〃   | 〃   | 〃   | 一〇五六四          | 二号   |
| 〃   | 〃   | 〃   | 一〇五六四          | 三号   |
| 〃   | 〃   | 〃   | 一一九六の三、一〇五六    | 四号   |
| 〃   | 〃   | 〃   | 九、一〇五七〇、一〇五六   |      |
| 〃   | 〃   | 〃   | 七、一〇五七〇、一〇五六   |      |
| 〃   | 〃   | 〃   | 五、七七、一〇五七四、一〇五 |      |
| 〃   | 〃   | 〃   | 〇八八七及び一〇八八八    |      |
| 〃   | 〃   | 〃   | 〇八八七及び一〇八八八    |      |
| 〃   | 〃   | 〃   | 一〇五七五          | 五号   |
| 〃   | 〃   | 〃   | 一一九七の一         | 六号   |
| 〃   | 〃   | 〃   | 一一九八の一         | 七号   |
| 〃   | 〃   | 〃   | 一一九七の四         | 八号   |
| 〃   | 〃   | 〃   | 一一九七の三         | 九号   |
| 〃   | 〃   | 〃   | 一三一六           | 十号   |
| 〃   | 〃   | 〃   | 一三一七の二         | 十一号  |
| 〃   | 〃   | 〃   | 一一九五の一         | 十二号  |
| 〃   | 〃   | 〃   | 一一八一の二         | 十三号  |
| 〃   | 〃   | 〃   | 一一五五の二         | 十四号  |
| 〃   | 〃   | 〃   | 一一四七           | 十五号  |

〃

一一四四の三

十六号



(五四) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十九年三月三日から同年七月三日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年三月三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称)ドラッグコスモス玖珂店

所在地 岩国市玖珂町一一六の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社コスモス薬品

住所 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号

代表者の氏名 宇野 正晃

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住 所 代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十九年十月二十一日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、三七二平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

四六台

(二) 駐輪場の収容台数

一五台



- (三) 荷さばき施設の面積  
二七平方メートル
- (四) 廃棄物等の保管施設の容量  
九立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
氏名 又は 名称 開店時刻 閉店時刻

株式会社コスモス薬品 午前九時 午後一〇時

- (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前八時三十分から午後十時三十分まで

- (三) 駐車場の自動車の出入口の数  
二箇所

- (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午後十時まで

八 届出年月日

平成二十九年二月二十日

(五五) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十九年三月三日から同年七月三日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年三月三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハイパーモールメルクス宇部

所在地 宇部市大字東岐波一四一三の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社ミスターマック 住所 福岡市東区松田一丁目五番七号 代表者の氏名 平野 能章

株式会社ミスターマック 福岡市東区松田一丁目五番七号

マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男

三 変更に係る事項の概要

| 変更に係る事項                    | 変更前          | 変更後          |
|----------------------------|--------------|--------------|
| 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 | 午前六時から午後八時まで | 午前六時から午後九時まで |

四 届出年月日

平成二十九年二月十七日

五 変更年月日

平成二十九年三月一日

(五六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年十月二十一日山口県公告(四二七)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十九年三月三日から同年四月三日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年三月三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハイパーモールメルクス宇部

所在地 宇部市大字東岐波一四一三の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年十月二十一日山口県公告(四二八)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十九年三月三日から同年四月三日までの間、山口県商工労働部商

政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年三月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名 称 ハイパーモルメルクス宇部  
 所在地 宇部市大字東岐波一四一三の一
- 二 意見の概要  
 特に配慮を求める事項はない。

(五八) 平成二十九年前期実施技能検定試験の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第四十四条第一項の規定により、平成二十九年前期実施技能検定試験を次のとおり実施します。

平成二十九年三月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 技能検定の実施職種及び試験の方法

(一) 実施職種

技能検定は、次の1の表から3の表までの上欄に掲げる職種で、それぞれこれらの表の下欄に掲げる試験科目に係るものについて実施する。

1 一級及び二級の技能検定

| 職 種       | 試 験 科 目   |
|-----------|---|
| 園 芸 装 飾   | 室内園芸装飾  |
| 造 園       | 造園工事  |
| 鑄 造       | 鑄鉄鑄物鑄造  |
| 金 属 熱 処 理 | 一般熱処理<br>浸炭・浸炭窒化・窒化処理<br>高周波・炎熱処理<br>普通旋盤<br>数値制御旋盤<br>フライイス盤 |

|                   |   |
|-------------------|---|
| 機 械 加 工           | 数値制御フライイス盤<br>平面研削盤<br>円筒研削盤<br>ホブ盤<br>マシンングセンタ |
| 放 電 加 工           | 数値制御彫り放電加工<br>ワイヤ放電加工                           |
| 金 属 プ レ ス 加 工     | 金属プレス   |
| 鉄 工               | 製缶<br>構造物鉄工                                     |
| 建 築 板 金           | 内外装板金<br>ダクト板金                                  |
| 工 場 板 金           | 曲げ板金<br>打出し板金                                   |
| 仕 上 げ             | 治工具仕上げ<br>金型仕上げ<br>機械組立仕上げ                      |
| 切 削 工 具 研 削       | 工作機械用切削工具研削                                     |
| ダ イ カ ス ト         | コールドチャンバダイカスト                                   |
| 電 子 機 器 組 立 て     | 電子機器組立て   |
| 電 気 機 器 組 立 て     | 配電盤・制御盤組立て                                      |
| 産 業 車 両 整 備       | 産業車両整備  |
| 鉄 道 車 両 製 造 ・ 整 備 | 内部ぎ装<br>配管ぎ装<br>電気ぎ装                            |
| 建 設 機 械 整 備       | 建設機械整備  |
| 婦 人 子 供 服 製 造     | 婦人子供注文服製作                                       |
| 家 具 製 作           | 家具手加工   |
| 建 具 製 作           | 木製建具手加工   |
| 印 刷               | オフセット印刷   |

|    |      |      |        |      |           |        |             |              |          |           |           |                                 |  |       |           |     |     |         |                 |
|----|------|------|--------|------|-----------|--------|-------------|--------------|----------|-----------|-----------|---------------------------------|--|-------|-----------|-----|-----|---------|-----------------|
| 造園 | 造園工事 | 園芸装飾 | 室内園芸装飾 | 職 種  | 2 三級の技能検定 | フラワー装飾 | 広告美術仕上げ     | 塗 装          | 表 装      | サ ッ シ 施 工 | 熱 絶 縁 施 工 | 内 装 仕 上 げ 施 工                   | 防 水 施 工  | 畳 製 作 | タ イ ル 張 り | 左 官 | と び | 石 材 施 工 | プ ラ ス チ ッ ク 成 形 |
|    |      |      |        |      |           | フラワー装飾 | 広告面粘着シート仕上げ | 建築塗装<br>金属塗装 | 表具<br>壁装 | ビル用サッシ施工  | 保温保冷工事    | 木質系床仕上げ工事<br>鋼製下地工事<br>ボード仕上げ工事 | ウレタンゴム系塗膜防水工事<br>アクリルゴム系塗膜防水工事<br>シリリング防水工事<br>FRP防水工事 | 畳製作   | タイル張り     | 左官  | とび  | 石張り     | 射出成形            |
|    |      |      |        | 試験科目 |           |        |             |              |          |           |           |                                 |  |       |           |     |     |         |                 |

- 二 試験の期日
- (一) 実技試験
- (二) 試験の方法
- (一)に規定する職種ごとに実技試験及び学科試験を実施する。

|         |      |      |        |             |        |      |         |     |     |           |               |         |         |               |  |                                   |
|---------|------|------|--------|-------------|--------|------|---------|-----|-----|-----------|---------------|---------|---------|---------------|--|-----------------------------------|
| 産 業 洗 浄 | 高圧洗浄 | 職 種  | 路面標示施工 | 3 単一等級の技能検定 | フラワー装飾 | 塗 装  | 化 学 分 析 | 左 官 | と び | 建 築 大 工 事 | 電 子 機 器 組 立 て | 機 械 検 査 | 仕 上 げ   | 工 場 板 金       | 機 械 加 工                                      | 金 属 熱 処 理                         |
|         |      |      |        |             | フラワー装飾 | 金属塗装 | 化学分析    | 左官  | とび  | 大工工事      | 電子機器組立て       | 機械検査    | 機械組立仕上げ | 曲げ板金<br>打出し板金 | 普通旋盤<br>数値制御旋盤<br>フライス盤<br>平面研削盤<br>マシニングセンタ | 一般熱処理<br>浸炭・浸炭窒化・窒化処理<br>高周波・炎熱処理 |
|         |      | 試験科目 |        |             |        |      |         |     |     |           |               |         |         |               |  |                                   |

平成二十九年六月五日(月曜日)から同年九月十日(日曜日)までの間において山口県職業能力開発協会が指定する日

(二) 学科試験

1 一級及び二級の技能検定

| 職                      | 種  | 実施期日                  |
|------------------------|--|-----------------------|
| 造園<br>成形<br>とび<br>防水施工 | 金属熱処理<br>金属プレス加工<br>サッシ施工<br>塗装  | 平成二十九年八月二十日<br>(日曜日)  |
| 機械加工<br>人子供服製造<br>上げ施工 | 鉄工<br>ダイカスト<br>電子機器組立て<br>建設機械整備<br>婦<br>具研削<br>電気機器組立て<br>放電加工<br>建築板金<br>工場板金<br>仕上げ<br>切削工<br>張り<br>熱絶縁施工<br>表装<br>フラワー装飾 | 平成二十九年八月二十七日<br>(日曜日) |
| 園芸装飾<br>器組立て           | 造園<br>機械加工<br>工場板金<br>仕上げ<br>機械検査<br>電子機<br>器組立て<br>建築大工<br>とび<br>左官<br>化学分析<br>塗装<br>フラワー装飾                                 | 平成二十九年七月十六日<br>(日曜日)  |
| 金属熱処理                  |  | 平成二十九年八月二十日<br>(日曜日)  |

2 三級の技能検定

| 職            | 種  | 実施期日                 |
|--------------|--|----------------------|
| 園芸装飾<br>器組立て | 造園<br>機械加工<br>工場板金<br>仕上げ<br>機械検査<br>電子機<br>器組立て<br>建築大工<br>とび<br>左官<br>化学分析<br>塗装<br>フラワー装飾 | 平成二十九年七月十六日<br>(日曜日) |
| 金属熱処理        |  | 平成二十九年八月二十日<br>(日曜日) |

3 単一等級の技能検定

| 職      | 種 | 実施期日                 |
|--------|---|----------------------|
| 産業洗浄   |   | 平成二十九年八月二十日<br>(日曜日) |
| 路面標示施工 |   | 平成二十九年九月三日<br>(日曜日)  |

三 試験の場所

山口県職業能力開発協会が指定する場所

四 受検資格

(一) 一級の技能検定にあつては、法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。)第六十四条の二に規定する者であること。

(二) 二級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の三に規定する者であること。

(三) 三級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の四に規定する者であること。

(四) 単一等級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の六に規定する者であること。

五 受検申請書の受付期間

平成二十九年四月三日(月曜日)から同月十四日(金曜日)まで(郵送の場合は、四月十四日までの消印のあるものは、有効とする。)

六 受検申請書等の提出先

山口市旭通り二丁目九番一九号山口建設ビル三階(郵便番号七五三〇〇五一)  
山口県職業能力開発協会

七 提出書類

(一) 受検申請書  
(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を証する書面

八 受検手数料

受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。  
(一) 学科試験にあつては、三千百円  
(二) 実技試験にあつては、次の1の表から4の表までの上欄に掲げる職種ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げる額

1 一級及び二級の技能検定

| 職  | 種  | 手数料     |
|--|--|---------|
| 婦人子供服製造  |  | 一万四千九百円 |
| 園芸装飾<br>造園<br>建築板金<br>工場板金<br>仕上げ<br>機械検査<br>電子機器組立て<br>電気機器組立て<br>産業車両整備<br>鉄道車両製造<br>成形<br>石材施工<br>とび<br>左官<br>建設機械整備<br>家具製作<br>家具製作<br>印刷<br>プラスチック<br>塗装<br>塗装<br>広<br>告美術仕上げ<br>フラワー装飾 | 園芸装飾<br>造園<br>金属熱処理<br>機械加工<br>放電加工<br>金属プレス加工<br>鉄<br>器組立て<br>建築大工<br>とび<br>左官<br>化学分析<br>塗装<br>フラワー装飾<br>機械加工<br>工場板金<br>仕上げ<br>機械検査<br>電子機<br>器組立て<br>建築大工<br>とび<br>左官<br>化学分析<br>塗装<br>フラワー装飾<br>放電加工<br>建築板金<br>工場板金<br>仕上げ<br>切削工<br>研削<br>ダイカスト<br>電子機器組<br>立て<br>建設機械整備<br>家具製<br>作<br>印刷<br>プラスチック<br>塗装<br>塗装<br>広<br>告美術仕上げ<br>フラワー装飾 | 一万七千九百円 |
| 2 三級の技能検定(受検者が在校生である場合)  |  |         |

|            |    |               |             |         |
|------------|----|---------------|-------------|---------|
| 機械検査       |    |               |             | 五千円     |
| 園芸装飾<br>とび | 造園 | 金属熱処理<br>機械加工 | 工場板金<br>仕上げ | 電子機器組立て |
| 建築大工       | 左官 | 化学分析<br>塗装    | フラワー装飾      |         |
|            |    |               |             | 六千円     |

3 三級の技能検定（受検者が在校生でない場合）

|              |          |   |
|--------------|----------|---|
| 職            | 種        | 手<br>数<br>料                             |
| 機械検査         |          | 一万四千九百円                                 |
| 園芸装飾<br>建築大工 | 造園<br>とび | 金属熱処理<br>機械加工<br>工場板金<br>仕上げ<br>電子機器組立て |
|              | 左官       | 化学分析<br>塗装<br>フラワー装飾                    |
|              |          | 一万七千九百円                                 |

4 単一等級の技能検定

|        |      |             |
|--------|------|-------------|
| 職      | 種    | 手<br>数<br>料 |
| 路面標示施工 | 産業洗浄 | 一万七千九百円     |

九 問題の公表

実技試験の問題は、平成二十九年五月二十九日（月曜日）に山口県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

十 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、三級の技能検定（金属熱処理に係るものを除く。）にあつては平成二十九年八月二十五日（金曜日）、その他の技能検定にあつては同年九月二十九日（金曜日）とし、合格者の受検番号を山口県庁エントランスホール内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受検者は、合格者の発表日以後、受検票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十一 その他

(一) 受検案内、受検申請書等の請求は、山口県職業能力開発協会、市役所、町役場、公共職業安定所、高等産業技術学校、山口職業能力開発促進センター又は防府地域職業訓練センターにすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「技能検定試験」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、山口県職業能力開発協会にすること。

(二) 技能検定試験についての問合せは、山口県職業能力開発協会（電話〇八三一九二二―八六四六）にすること。

(五九) 平成二十九年随時実施三級、基礎一級及び基礎二級技能検定試験の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第四十四条第一項の規定により、平成二十九年随時実施三級、基礎一級及び基礎二級技能検定試験を次のとおり実施します。

平成二十九年三月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 技能検定の実施職種及び試験の方法

(一) 実施職種

1 随時実施三級の技能検定

随時実施三級の技能検定は、次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るものについて実施する。

| 職 種           | 試 験 科 目            |
|---------------|--------------------|
| 鑄 造           | 鑄鉄鑄物鑄造<br>非鉄金属鑄物鑄造 |
| 機 械 加 工       | 普通旋盤<br>フライス盤      |
| 金 属 プ レ ス 加 工 | 金属プレス              |
| 鉄 工           | 構造物鉄工              |
| め っ 金         | 電気めっき              |
| 機 械 検 査       | 機械検査               |
| ダ イ カ ス ト     | ホットチャンネルダイカスト      |
| 電 子 機 器 組 立 て | 電子機器組立て            |
| 婦 人 子 供 服 製 造 | 婦人子供既製服縫製          |

|         |              |           |           |           |                     |         |         |                |     |     |         |                 |                               |         |                       |
|---------|--------------|-----------|-----------|-----------|---------------------|---------|---------|----------------|-----|-----|---------|-----------------|-------------------------------|---------|-----------------------|
| 工 業 包 装 | 塗 装          | サ ッ シ 施 工 | 熱 絶 縁 施 工 | 防 水 施 工   | コ ン ク リ ー ト 圧 送 施 工 | 鉄 筋 施 工 | 型 枠 施 工 | 配 管            | 左 官 | と び | 建 築 大 工 | 水 産 練 り 製 品 製 造 | ハ ム ・ ソ ー セ ー ジ ・ ベ ー コ ン 製 造 | パ ン 製 造 | プ ラ ス チ ッ ク 成 形       |
| 工業包装    | 金属塗装<br>噴霧塗装 | ビル用サッシ施工  | 保温保冷工事    | シーリング防水工事 | コンクリート圧送工事          | 鉄筋組立て   | 型枠工事    | 建築配管<br>プラント配管 | 左官  | とび  | 大工工事    | かまぼこ製品製造        | ハム・ソーセージ・ベーコン製造               | パン製造    | 圧縮成形<br>射出成形<br>ブロー成形 |

2 基礎一級及び基礎二級の技能検定  
 さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、

- 布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装
- 装
- (二) 試験の方法  
 (一)に規定する職種ごとに実技試験及び学科試験を実施する。
- 二 試験の期日  
 山口県職業能力開発協会が指定する日
- 三 試験の場所  
 山口県職業能力開発協会が指定する場所
- 四 受検資格  
 (一) 随時実施三級の技能検定  
 受検しようとする職種に係る基礎一級又は基礎二級技能検定に合格した者であること。
- (二) 基礎一級及び基礎二級の技能検定  
 法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十四条の五に規定する者であること。
- 五 受検申請書の受付  
 随時受け付ける。
- 六 受検申請書の提出先  
 山口市旭通り二丁目九番一九号山口建設ビル三階（郵便番号七五三〇〇五二）  
 山口県職業能力開発協会
- 七 提出書類  
 (一) 随時実施三級の技能検定  
 受検申請書及び基礎一級又は基礎二級技能検定の合格証書の写し
- (二) 基礎一級及び基礎二級の技能検定  
 受検申請書
- 八 受検手数料  
 受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。
- (一) 学科試験にあつては、三千百円
- (二) 実技試験にあつては、次の1の表から3の表までの上欄に掲げる職種ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げる額

1 随時実施三級の技能検定（受検者が在校生である場合）

| 職               | 種 | 手数料 |
|-----------------|---|-----|
| 機械検査<br>婦人子供服製造 |   | 五千円 |
| 機械検査<br>婦人子供服製造 |   | 六千円 |

2 随時実施三級の技能検定（受検者が在校生でない場合）

| 職               | 種 | 手数料     |
|-----------------|---|---------|
| 機械検査<br>婦人子供服製造 |   | 一万四千九百円 |
| 機械検査<br>婦人子供服製造 |   | 一万七千九百円 |

3 基礎一級及び基礎二級の技能検定

| 職               | 種 | 手数料     |
|-----------------|---|---------|
| 機械検査<br>婦人子供服製造 |   | 一万四千九百円 |
| 機械検査<br>婦人子供服製造 |   | 一万七千九百円 |

九 問題の通知

実技試験の問題は、山口県職業能力開発協会があらかじめ受検申請者宛てに通知する。

十 合格者の発表等

- (一) 合格者の発表日等については、試験当日に通知する。
- (二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得

点の開示を受けようとする受検者は、合格者の発表日以後、受検票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十一 その他

- (一) 受検申請書の請求は、山口県職業能力開発協会にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「随時実施三級技能検定試験」又は「基礎一級及び基礎二級技能検定試験」と朱書し、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、山口県職業能力開発協会にすること。
- (二) 随時実施三級、基礎一級及び基礎二級技能検定試験についての問合せは、山口県職業能力開発協会（電話〇八三一九二二一八六四六）にすること。

(六〇) 長門都市計画ごみ焼却場の変更に係る図書の写しの縦覧

長門市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による長門都市計画ごみ焼却場の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十九年三月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

長門都市計画ごみ焼却場第一号長門地区清掃センター

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(六一) 長門都市計画ごみ処理場の変更に係る図書の写しの縦覧

長門市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による長門都市計画ごみ処理場の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十九年三月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

平成二十九年三月三日印刷  
平成二十九年三月三日発行

発行人

山口県知事

- 一 都市計画の種類及び名称  
長門都市計画ごみ処理場第一号長門市リサイクルセンター  
長門都市計画ごみ処理場第二号長門市清掃工場
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
山口県土木建築部都市計画課